

産業医科大学研究不正行為等防止対策ガイドライン

- 1 はじめに
- 2 目的
- 3 定義
- 4 適用範囲
- 5 研究者等の遵守事項
- 6 責任体制及び委員会の設置
- 7 通報窓口等の設置
- 8 調査委員会の設置
- 9 審理及び裁定
- 10 異議申立て及び審査
- 11 処分及び公表
- 12 啓発活動

1 はじめに

大学研究者の重要な使命の一つは、公正な研究活動の下に科学研究を推進し、その成果を科学雑誌や学会等に適正に発表し、ひいては社会の発展、人類の進歩に貢献することである。そのためには、社会の信頼と期待に応え真摯な姿勢で研究活動に従事することが肝要である。

2 目的

このガイドラインは、産業医科大学研究不正行為等防止に関する規程に基づき、研究不正行為等（以下「不正行為」という。）の防止と問題解決についての基本的な取組みを周知することを目的とする。

3 定義

このガイドラインにおいて「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究成果のねつ造、改ざん、盗用及びその他研究者倫理に背馳する行為をいう。

4 適用範囲

このガイドラインは、本学の研究者等に適用する。「研究者等」とは、学校法人と雇用関係にある職員、派遣契約その他の契約に基づき学校法人の業務

に従事する者及び本学の大学院生、学部学生、留学生、研究生等大学で研究活動を行う全ての者をいう。(過去の雇用関係等において、研究活動を行った者も含まれる。)

5 研究者等の遵守事項

研究者等は適正な研究活動に従事し、不正行為を行わない環境を整備するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究結果、各種測定データ、実験手技等に関して、適宜確認すること。
- (2) 研究責任者又は研究指導者は、研究分担者、大学院生及び学部学生等で研究に携わる者に研究ノートに記載及びその方法を適宜指導し、管理すること。
- (3) 研究結果、各種測定データ、実験手技等の記録については、論文等研究成果の発表後も保管し、他者からの問合せ又は照会に対応できるように整備すること。
- (4) 共同研究により研究結果を論文等で発表するときは、責任著者と共著者との間で責任の分担を適切な方法で明確化すること。
- (5) 論文発表において、二重投稿等の研究者として通念上不適切な行為を行わないこと。
- (6) 研究費の使用に当たっては、学校法人諸規則、その他法令、研究資金を提供する機関の定め等に従い適正に使用すること。に従い適正に使用すること。

6 責任体制及び委員会の設置

学長は、本学における研究活動の最終責任を負う最高管理責任者として、不正行為の防止及び不正行為に対処するために、研究不正行為等防止委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の者をもって組織する。

委員会の委員長は、学長が指名する副学長とする。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 大学院医学研究科長
- (3) 産業医科大学倫理委員会委員長
- (4) 医学部教授会から選出された者 1名
- (5) 産業保健学部教授会から選出された者 1名
- (6) 産業生態科学研究所教授会から選出された者 1名
- (7) 学長が必要と認める者 若干名

7 通報窓口等の設置

不正行為に関する申立て及び情報提供並びに相談、照会等の窓口を大学管理課に設置する。また、異議申立てにおいても、同様とする。

8 調査委員会の設置

委員会は、不正行為の申立てを受けたときは、予備調査を経て速やかに調査委員会を設置し、不正行為の調査を実施する。

9 審理及び裁定

委員会は、調査委員会の結果に基づき、不正行為の有無及び程度について審理し、裁定を行う。

10 異議申立て及び審査

申立・申出者及び調査対象の研究者等は、裁定の結果に異議がある場合は、委員会に対して異議申立てを行うことができる。異議申立てに対して、学長は不服審査委員会を別に設置し、審査を行う。

11 処分及び公表

委員会において、最終的に不正行為が認められた場合には、学校法人諸規則に基づき、必要な措置を講ずる。

学長は、研究資金提供機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関及び文部科学省に対し、裁定の概要を通知するとともに、公表する。

12 啓発活動

委員会の構成員は、別に定める研究不正防止統括本部が推進する不正行為防止のための教育プログラムの実施及び研究倫理に関する啓発活動を支援するものとする。